



佐賀県公報

平成21年
1月13日
(火曜日)
第 13117号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

道路の区域の変更

(三・道路課) 一

”

(四・ ”) 一

道路の供用開始

(五・ ”) 二

収用委員会事項

土地収用法に基づく裁決手続き開始の決定

(公 告) 二

○ 告 示

◎佐賀県告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年一月十三日から平成二十一年二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類
及び路線名

道路の区域

変更前
後の別

幅員
メートル

延長
メートル

県道
嬉野塩田線

嬉野市塩田町大字大草野字垣内
丙二八三番地先から
嬉野市塩田町大字馬場下字野中
乙一三三四番一地先まで

前 後

一〇・二
三五・四

一六三・五
一六六・四

◎佐賀県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年一月十三日から平成二十一年二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類
及び路線名

道路の区域

変更前
後の別

幅員
メートル

延長
メートル

県道
多久若木線

多久市西多久町大字板屋六〇八
一 番一 地先から
多久市西多久町大字板屋六〇四
六 番四 地先まで
多久市西多久町大字板屋六〇八
一 番一 地先から
多久市西多久町大字板屋六〇四
六 番四 地先まで

前 後

一四・〇
一七・〇

一一三・四
一一七・〇

●佐賀県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年一月十三日から平成二十一年二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 多久若木線	多久市西多久町大字板屋六〇八一番一地从先から 多久市西多久町大字板屋六〇四六番四地先まで	平成二一・一・二〇

○ 収用委員会事項

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年1月13日

佐賀県収用委員会

会長 日野 和也

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 金子一義
- 2 事業の種類 一級河川嘉瀬川水系嘉瀬川ダム建設工事
- 3 裁決手続開始の決定事項

(1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在：佐賀県佐賀市富士町大字栗並字九郎

地番	地目		地積 (㎡)		決定した土地の 区域の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
2737番	田	田	274	274.84	274.84

(2) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	持分
野田 浩一	東京都練馬区大泉四丁目28番1号秀和荘	1386分の1
203		

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
なし	なし	なし

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成20年12月24日

購読料 一か年三二,二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年一月十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社